

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第3号

令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月1日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和4年2月9日（水）
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
-

○会 期

令和4年2月9日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	友	田	雅	明	議員	2番	弓	削	勇	人	議員	
3番	平	瀬	敬	久	議員	4番	高	橋	劍	二	議員	
5番	柴	田	文	子	議員	6番	金	泉	婦	貴	子	議員
7番	加	藤	則	夫	議員	8番	漆	畑	和	司	議員	

不応招議員（なし）

令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和4年2月9日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 5 議案第2号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第3号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第 7 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	友田雅明	議員	2番	弓削勇人	議員
3番	平瀬敬久	議員	4番	高橋劍二	議員
5番	柴田文子	議員	6番	金泉婦貴子	議員
7番	加藤則夫	議員	8番	漆畑和司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	藤井裕基
事務局長 事務次長	薄井貴行	事務局長 事務次長	高篠保
総務課長	千葉晋彦	財務課長	前原民子
給水課長	山崎利隆	施設課長	笠木知之
施設課 主席主幹	高橋俊行	浄水課長	小林栄
浄水課 主席主幹	毛須章久		

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	和田巧
書記	吉田真由美		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の中、全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関しましては、新たな変異株オミクロン株による感染が拡大し、予断を許さない状況であります。3回目のワクチン接種も始まっておりますが、いち早く収束することを心より願うものです。

さて、令和3年度も残り僅かとなりましたが、当企業団の水道事業におきましては、各種事業おおむね順調に推移しているようでございます。これもひとえに議員の皆様をはじめ関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましてもご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は3件、一般質問は2名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程全てが終了できますことをお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。



◎企業長の挨拶

- 高橋剣二議長 それでは、ここで企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 改めまして、議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスにおきましては、感染力が非常に強いオミクロン株の脅威にさらされておりますが、市民生活や社会経済活動を支える水道水の供給に影響が生じることのないよう、これまでの対策をより徹底するよう努めてまいります。

さて、本日ここに、令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきまして、ご審議いただきますことは、当企業団の発展のため、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。

また、常日頃より水道事業の進展のためご尽力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について、令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についての3議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

◇

◎諸報告

- 高橋剣二議長 次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

- 高橋剣二議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

7 番 加 藤 則 夫 議員

8 番 漆 畑 和 司 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等については、朗読を省略することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願ひます。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第4、議案第1号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

- 齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋剣二議長 日程第5、議案第2号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める資本的収入につきましては、資本剰余金について、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事が国庫補助対象事業となったことから2,095万円の増額補正を行い、収入の合計を1億7,668万9,000円とし、その結果、支出が収入に対して不足する額16億174万7,000円につきましては、補正予算第2条に記載のとおり補てんしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条の債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項及び翌年度以降の債務を廃止する事項の承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第2号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第3号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会

計予算についてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口を16万9,000人、年間総配水量を1,933万2,955立方メートルといたしました。主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業や老朽管更新・耐震化事業に引き続き取り組むとともに、城山配水池耐震化工事及び昨年度からの継続事業であります坂戸浄水場自家発電設備更新等工事を実施しようとするものでございます。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は水道事業収益の総額で34億3,732万9,000円、支出は水道事業費用の総額を32億4,545万4,000円としようとするものでございます。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は国庫補助金等で1億6,831万6,000円、支出は配水本管布設工事など19億6,482万4,000円を計上し、不足する額17億9,650万8,000円につきましては、予算第4条に記載のとおり補てんしようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

6番、金泉議員。

○6番 金泉婦貴子議員 6番、金泉婦貴子でございます。議案第3号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、2点質疑をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、幹線管路更新事業についてでございます。2点目は、老朽管更新・耐震化事業についてでございます。

まず、1点目の幹線管路更新事業についてでございますが、これは口径300ミリメートル以上の配水管を基幹管路と位置づけ、平成27年度より耐震管に布設替えを行っているということでございます。これは、計画どおり進められているのか、事業の進捗状況について、まずお伺いをしたいと思います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 金泉議員さんのご質疑にお答えいたします。

幹線管路の更新につきましては、平成25年度に策定した幹線管路耐震化・管路更新計

画を基に、平成27年度から実施してまいりました。その後、国庫補助金交付基準の変更に対応した坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画の策定において、重要給水拠点配水管を含めたものとして計画の見直しを行い、令和14年度までの計画期間において、事業総延長距離約44.1キロメートル、そのうち幹線管路と並行して埋設し、供給管となるサブ管を除く延長が約25.8キロメートル、事業費を税抜き額で約69億7,000万円として計画いたしました。

進捗状況といたしましては、おおむね順調に推移しており、令和4年度末までにサブ管を除く幹線管路等の更新延長が約8.1キロメートルで、進捗率約31.4%となる見込みです。

以上でございます。

○高橋剣二議長 6番、金泉議員。

○6番 金泉婦貴子議員 ありがとうございます。おおむね進捗状況については了承いたします。

2点目の老朽管更新・耐震化事業についてをお伺いさせていただきます。こちらは、老朽化した口径50ミリメートル以上のビニル管を順次耐震管に布設替えしていくということで、令和元年度から実施している事業でございますが、この事業の規模についてまずお伺いしたいと思います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

老朽管更新・耐震化、こちらビニル管耐震化でございますが、この事業につきましては、事業対象を基本計画策定時のビニル管総延長約231.3キロメートルとした上で、令和14年度までの計画期間に約14キロメートル、事業費を税抜きで約12億6,000万円としております。なお、基本計画において老朽管更新事業の総事業費は算出されておられません。ビニル管を1キロメートル更新する費用を税抜き額で9,107万6,000円を見込んでおりますので、ビニル管総延長約231.3キロメートルを乗じますと、約210億7,000万円の事業費となります。

ビニル管更新の進捗状況といたしましては、令和元年度から令和4年度までに約13.7キロメートルの更新を見込んでおり、計画期間の目標をほぼ達成できる見込みです。しかしながら、平成30年度末ビニル管総延長約230.0キロメートルに対して、進捗率が約6.0%となる見通しですので、引き続き更新事業に取り組んでまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 6番、金泉議員。

○6番 金泉婦貴子議員 ありがとうございます。進捗状況についてはおおむね計画どおりということで、ご理解させていただきます。

再質問に入らせていただきます。1点目の幹線管路更新事業では、これまでに計画の見直し等を行い、令和14年度までの計画期間において、事業内容、事業費、税抜きで約69億9,000万円と今お答えをいただきました。

また、2点目の老朽管更新・耐震化事業では、令和14年度までの計画期間では約14キロメートルでしたか、事業費では約12億6,000万円、さらには現時点では、基本計画では、総事業費は算出されていないけれども、ビニル管総延長約231.3キロメートルを計画して、金額にして約210億7,000万円の事業費ということのご答弁をいただいたわけです。非常に膨大な額が今後かかってくるということでございます。

これとは若干離れますけれども、水道料金に関してちょっと申し上げたいと思っておりますけれども、今後15年間で約2億円が減少すると見込んでいるというホームページのほうでも見させていただきました。

そこで、再質問でございます。近年では、全国的に地震災害ですとか老朽化などによって大規模な断水等のニュースをよく目にしております。また、市民の中からは、坂戸、鶴ヶ島の水道料金は値上がりするのではないかと、また他団体と比較してどうなのか、高いのではとの不安の声が実際私のところにも届いているところでございます。私自身は、この安心安全な水道を将来にわたって継続的に供給できるよう水道施設を維持し、またいつ起こるか分からない地震災害等にも負けないような強靱化を図っていく上で、このような経費は必要だと理解してはおりますが、市民の皆様にごこのことをもっと強く周知していただく、ご理解していただくことが必要ではないかと思っております。ホームページも見させていただいております。広報等も実施していただいておりますが、これについてのご見解をお伺いしたいと思います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

金泉議員さんのご指摘のとおり、老朽化が進む水道施設等の更新や耐震化事業の意義、それらに要する費用など、企業団の経営状況についてお客さまに説明し、理解していただく必要があると考えております。

こうしたことから、企業団といたしましては、広報紙「さかつる水だより」や企業団ホームページ、また来年度新たに実施を予定しております（仮称）さかつる水道フェアなど、幅広く機会を捉えてお客さまに発信し、説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに。

3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、16点質疑いたします。15点が予算概要書から、1点が予算書からです。

まず、1点目は、予算概要書1ページ、I表の有収率について、2点目は、同じページのII表の営業収益の減少について、3点目は、8ページのウ、委託概要の水管橋調査について、4点目は、9ページの2、鶴ヶ島浄水場ろ過池ろ過砂交換等工事について、5点目は、11ページの3、啓発事業について、6点目は、13ページの1、坂戸系12号井取水ポンプ交換工事について、7点目は、15ページの(1)、(仮称)配水本管第8工区外布設替工事について、8点目は、17ページの(2)、(仮称)配水本管第5工区外布設替工事について、9点目は、19ページの4、老朽管更新・耐震化事業(ビニル管耐震化)について、10点目は、21ページの(3)、(仮称)給・配水管第226号外布設替工事について、11点目は、23ページの5、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事(令和3～4年度継続事業)について、12点目は、25ページの(1)、配水本管移設替工事(一本橋)について、13点目は、26ページの(2)、配水本管第403・445工区移設替工事について、14点目は、27ページの(3)、配水本管移設替工事(石井土地区画整理)について、15点目は、28ページの8、積算システム導入について、16点目は、これのみ予算書からですが、予算書の5ページ、キャッシュ・フロー計算書についてです。

以上16点ですが、まず1点目、予算概要書1ページ、I表の有収率について伺います。年度方針の4つの柱の1つが有収率の改善でしたが、この予算書では、令和4年度の有収率は、令和3年度の93%から低下し92.34%となっています。年度方針の有収率の改善と矛盾する予算設定となっているわけですが、その理由について伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

有収率の当初予定量につきましては、これまで努力目標として数値を設定してまいりました。しかしながら、ここ数年の決算を見ますと、目標値に及ばない状況が続いていることから、これまでの実数値等を考慮し、有収率の向上を目指す目標として、令和4年度の有収率を92.34%と設定いたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

実績値を考慮して有収率を設定したとの答弁であります。今後、数年間の有収率の改善はどのような見通しとしているのか伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

現在、有収率の向上を図るための施策として漏水調査を実施しており、5年で一巡する定期調査と過去の漏水修繕の実績から、漏水率の高い地区を選出した重点調査を組み合わせ、漏水の早期発見及び修繕に取り組んでいるところです。令和3年度は、一部調査方法を見直し、実施したところ、漏水発見件数は現時点で、前年度の2倍以上となっております。

また、老朽管の更新も有収率の向上に高い効果が見込めることから、老朽管更新・耐震化事業として布設から40年以上経過した口径50ミリメートル以上のビニル管について、耐震性を有する管路に布設替えを実施するなど、管路更新に取り組んでおります。

しかしながら、目に見える成果が得られていないのが実情です。現在、職員による有収率向上検討会を設置し、有収率向上のための対応策等の検討を進めているところです。今後も有収率向上を目指して知恵を絞り検討を重ね、実践してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 1つ目として、漏水の早期発見とその修繕に取り組んでいる。2つ目として、老朽管の更新に取り組んでいる。3つ目として、有収率向上検討委員会を設置して、対策の検討を行っているということです。ですが、数年先への数値的な見通しは立てていないということのようです。

続いて、1ページ下段のⅡ表ですが、営業収益が令和4年度は前年度対比で2,661万2,000円減少することになっていますが、この営業収益が減少とする理由について伺います。

○高橋剣二議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

営業収益減少の主な原因は、水道利用加入金で、前年度と比較して約3,780万円の減額となっております。水道利用加入金につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市の両市におきまして、人口増加が厳しいこと、加入金のかかる新規工事申請が少ないと見込まれることから、水道利用加入金の減少となったものです。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

水道利用加入金を減額としたことが営業収益減とした理由とのことでした。今後も坂戸市、鶴ヶ島市の人口増加は見込めないと思いますが、今後どうやって営業収益を増やしていくのか伺います。

○高橋剣二議長 山崎給水課長。

○山崎利隆給水課長 お答えいたします。

営業収益の9割以上を水道料金の収入である給水収益が占めております。給水人口の減少、節水器具の普及等により給水収益が減少している中で、人口増加につながる大規模な宅地開発、大口利用企業の誘致等が現状では見込みの薄いことから、収益増加は難しいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 今後の収益増加は難しいということは、今後深刻な問題になってきそうです。

次に、行きます。8ページのウ、委託概要の(ア)、漏水調査の水管橋調査68か所の部分です。昨年10月、和歌山県で水管橋が崩落し、約6万世帯が1週間にわたり断水に見舞われるという報道を何度も目にしましたが、その水管橋崩落事故の報道以降、本企業団ではどのような対応を取ったのか、この68か所の調査結果を含めて伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

水管橋及び橋梁添架管につきましては、毎年度漏水調査業務委託の中で調査を行っているほか、職員による定期点検を実施しております。今年度は、10月3日に発生した和歌山市六十谷水管橋の崩落事故を受け、例年第4四半期に実施しております定期点検を93の水管橋などを対象に、10月8日から12日にかけて前倒しして実施いたしました。目視による漏水の有無、さびや塗装の状況等について点検を実施し、崩落に直結するような異常がないことを確認しております。

漏水調査業務委託における水管橋等68か所、こちら34本の橋になりますが、こちらの調査では、録音機能を有する時間積分式漏水検出器で水管橋などの右岸、左岸の漏水音を確認するものでございます。また、目視による漏水の有無、さびや塗装の状況も併せて調査しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 和歌山での崩落事故後、すぐに前倒しで定期点検を行い、調査の結果も異常なしとのこと。早急な対応を取っていただいたということで了解しました。

続いては、9ページ、鶴ヶ島浄水場ろ過池ろ過砂交換等工事です。先日の予算概要説明会で、もともと鶴ヶ島浄水場のろ過砂交換は令和3年度、つまり今年度に行う予定だったものが坂戸浄水場のろ過砂交換を優先したことから1年ずれ込み、今回令和4年度の工事で予算化したものと伺いました。この1年遅らせたことによって、鶴ヶ島浄水場に支障は起きないのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和3年度当初予算作成時点において、鶴ヶ島浄水場のほうがろ過池の状態が悪かったことから予算化をいたしました。執行前にろ過砂の状態を再度確認したところ、鶴ヶ島浄水場よりも坂戸浄水場のろ過砂の状態が悪いことが判明したことから、坂戸浄水場を優先することが適切であると判断いたしました。

鶴ヶ島浄水場については、早期のろ過砂交換が望ましいが、短期間で急激なるろ過機能の低下が起きるとは考えにくいことから、令和4年度に交換することとし、今後、ろ過機能の低下が起きないか、日常の運転や点検で常に監視しながら進めていくことといたしました。今のところ急激な機能低下はなく、ろ過した処理水にも問題は起きておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 ろ過砂の状態再確認の結果、坂戸浄水場が優先されたこと、今のところ鶴ヶ島浄水場に機能的な問題は出ていないということは分かりました。

続いて、11ページ、3、啓発事業のさかつる水道フェアですが、議案説明会で今回が初の開催となるとの説明でした。どういった理由から今回初開催とするのか伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

これまで現行の水道施設バス見学会及び施設見学会については、水道水ができる過程について学習し、水道事業に関心を持っていただくことを目的に実施しておりました。一方で、今後の企業団を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化に加え、節水機器の普及により収入の減少が予測される一方で、高度経済成長期に布設した管路の老朽化が進行し、新しい管に更新する必要があるため、多額の更新費用が必要となります。今後、

厳しくなる企業団の経営状況や施設の状況について、お客さまが直接感じられる機会は少ないと思われます。また、現在の啓発事業については、ある程度の役割は果たしたと捉えて、今後の啓発事業では、水道システムの理解に加え、より企業団の水道事業にフォーカスし、企業団の特徴や抱えている諸課題等について、積極的にアピールすることで、お客さまが企業団の運営する水道事業への理解を深める契機となるよう、より多くのお客さまを対象とした広報啓発事業として、(仮称) さかつる水道フェアを新たに計画したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 企業団の水道事業にフォーカスし、企業団の特徴や課題を積極的にアピールし、水道利用者の理解を深める契機というのは、すばらしい取組だと思います。

再質疑しますが、今回の取組については、他の水道企業団に前例があり、それを参考にしたものか伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

特定の事業体の取組を参考にしたものではなく、先ほどご答弁させていただきました企業団が抱えている諸課題を含め、企業団が行っている水道事業全体について、お客さまにより深く知っていただく機会としたいと考えている中で、このような形となったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 他の企業団を参考にしたわけではなく、本企业団独自の取組ということです。

再々質疑いたします。では、今回のさかつる水道フェアの実施でこういった効果が期待できるか伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

お客さまに現在取り組んでいる管路等水道施設の更新事業の意義や費用、今後取り組む浄水場施設の更新などの必要性、企業団が行う水道事業全体についてご理解いただくとともに、水道事業を継続しつつ、更新事業を進めていくために必要となる費用、それに基づいた料金などへのご理解と、水道事業に信頼を持っていただける一助になるもの

と考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 水道事業の信頼につながれば素晴らしいと思います。水道料金への理解が今後の値上げへの理解ではないことを期待します。

次は、13ページの1、坂戸系12号井取水ポンプ交換工事についてです。概要書には、故障した取水ポンプの交換を行うものと記載されています。つまり、今現在、故障して使えない状態なのだと思いますが、この坂戸系12号井の取水ポンプが使用できない状態で支障が起きないのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

当企業団には、坂戸市、鶴ヶ島市内に30本の井戸があり、現在、坂戸系12号井の取水ポンプが故障しておりますが、他の井戸の運転時間を調整することで対応し、支障は来しておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

他の井戸の運転時間で調整しているとのことですが、この坂戸系12号井の本企業団全体や坂戸地区全体での取水量に占める割合はどれくらいなのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

令和2年度の取水量実績では、坂戸系12号井は21万4,171立方メートル、全体取水量は398万2,260立方メートルで、全体取水量に占める坂戸系12号井の割合は5.4%になります。また、坂戸浄水場系に占める割合としては、坂戸浄水場系取水量が244万6,076立方メートルで、坂戸系12号井の占める割合は8.8%になります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 坂戸浄水場系8.8%を占めるというのは、1割近くのウェイトを占めているということですか。

続いて、15ページの3、幹線管路更新事業の(1)、(仮称)配水本管第8工区外布設替工事です。この幹線管路更新工事では、一部ルートが口径350ミリメートルの管から口径400ミリメートルの管へ増径される一方、枝分かれする管路は口径300ミリメートル

から口径100ミリメートルへ減径される旨を議案説明会で伺いました。この径の変更によって配水能力に影響が出ないのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

本工事場所につきましては、薬師橋と東橋の2つの橋があり、薬師橋には口径350ミリメートル、東橋には口径300ミリメートルの管路がそれぞれ添架されております。管網計算を行った結果、薬師橋に架かる口径350ミリメートルの管路を口径400ミリメートルに増径し、駅東通り線に埋設されている口径300ミリメートルへ接続することにより、東橋に添架されている路線の口径300ミリメートルを口径100ミリメートルの供給管として減径することが可能となります。管網計算を実施しておりますので、配水能力等に影響はございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 管網計算がしてあり、供給管のほうは口径300ミリメートルから口径100ミリメートルへ径を小さくしても配水能力に影響はないということで分かりました。

続いて、17ページ、(2)、(仮称)配水本管第5工区外布設替工事についてです。配水管を口径150ミリメートルから口径200ミリメートルへ増径するとのこと。本企業団が水道水を供給している坂戸市、鶴ヶ島市共に今後は人口の減少が見込まれることから、管路更新に当たっては、径の小さなものに移行していくとの本企業団の以前からの説明と矛盾するように思いますが、径を大きくする目的について伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

平成30年3月に策定した基本計画策定時におきまして実施いたしました管網計算では、現行、埋設されている口径150ミリメートルの管路には過大な負荷がかかっていることが判明いたしました。そのため水道水の安定供給を図る観点から、口径200ミリメートルで更新するものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 当該箇所は、現在の口径150ミリメートルでは過大な負荷がかかっているための増径ということ。です。

続いて、19ページ、4、老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）についてです。

この耐震性を有する管に布設替えというのは、新しい管の耐震性や耐久性はどれぐらい見込んでいるのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

老朽管更新・耐震化事業のビニル管耐震化では、耐震性を有していない接着継手で施工されているビニル管を耐震性を有する水道配水用ポリエチレン管のH P P E管にて布設替えを行っております。耐震性能は、日本水道協会規格による水道事業ガイドラインにおきまして、耐震性を有する管材と位置づけられおります。耐久性につきましては、100年以上劣化が生じないとされており、企業団における更新基準でも100年としておるものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 日本水道協会規格のガイドラインで耐震性を認めており、かつ耐久性も100年ということです。

続いて、21ページ、(3)、(仮称)給・配水管第226号外布設替工事です。布設替工事の対象が鶴舞3丁目、4丁目、大字厚川地内となっております。鶴舞には1丁目から4丁目があります。鶴舞1丁目、2丁目の工事はどうなっているのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

坂戸市鶴舞地内での更新状況につきましては、令和2年度から実施しており、令和3年度で1丁目、2丁目地内につきましては布設替えが完了しております。鶴舞地内におきましては、令和5年度でビニル管の布設替えを完了する予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 鶴舞1丁目、2丁目は今年度で布設替工事は完了しているということでした。

続いて、23ページ、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事(令和3～4年度継続事業)です。今回、多和目配水場のディーゼル発電機は、燃料タンクの増量のみですが、この発電機は令和3年度、つまり今年度に更新予定だったものがまだ部品も調達でき、使用できるとの判断から更新を延期したという経緯があります。令和4年度は更新しなくて済むのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

自家発電設備については、毎年点検整備を実施しております。令和3年度においても11月に点検整備を実施しており、この中で異常箇所は見受けられませんでした。このため令和4年度においても更新の予定はありません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

では、いつ頃の更新を考えているのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

はっきりした時期は決まっておりませんが、毎年行っている点検整備の結果や部品供給がいつまで可能かなどを考慮し、更新時期を検討してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

では、もし故障した場合の対応はどうするのか伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

自家発電設備は、非常時に正常に稼働するよう毎年点検整備を行っております。仮に故障した場合には、非常時に備えるため早急に緊急修繕等の対応を実施してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 緊急修繕の対応を取ることです。

続いて、25ページ、(1)、配水本管移設替工事(一本橋)についてです。この工事は、もともと令和3年度で計画されていたと思いますが、なぜ1年延期されたのかについて伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

埼玉県依頼の県道上伊草坂戸線の一本橋整備に伴う布設替工事については、令和3年度でも予算措置しておりますが、埼玉県の用地交渉の遅れから、令和3年度の仮設工事が見送られたため、再度令和4年度で予算措置したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 県の用地交渉の遅れが原因ということです。

続いて、26ページ、(2)、配水本管第403・445工区移設替工事についてです。この工事は、県が行う国道407号鶴ヶ島日高バイパスの整備事業に伴うものです。国道整備に伴うものであれば、国や県で全額負担すべきものと考えますが、実際には工事費用約1,800万円で、本企業団が約800万円を負担することになります。なぜ国、県で全額費用負担しないのか伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

国道407号線は、国が管理する直轄国道ではなく、埼玉県が管理する国道であることから、鶴ヶ島日高バイパス整備事業は埼玉県が施行する事業となっております。埼玉県依頼の移設工事の負担金については、埼玉県の公共事業の施行に伴う公共補償基準があり、その基準に基づき金額を算出しております。その基準では、工事により支障となる既存施設の代替施設を新たに建設する費用から、既存施設の財産価値の減耗分を差し引いた額を補償するものとなっております。水道につきましては、管種により耐用年数が決まっており、移設工事費と既存管の管種及び経過年数により負担金額が算出されます。配水本管第403・445工区移設替工事の工事負担金は、その基準に基づき算出された額1,008万5,000円となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 既存施設の財産価値の減耗分が差し引かれて補償されるということで、了解しました。

続いては、27ページ、(3)、配水本管移設替工事(石井土地区画整理)についてです。これは、坂戸市の都市計画事業による石井地区の土地区画整理事業に伴う配水管移設工事です。坂戸市からの依頼による移設工事であり、坂戸市の全額負担とすべきではないかと考えますが、なぜそうっていないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

坂戸市からの移設依頼では、現在埋設されている口径75ミリメートルを同口径での移設となっております。企業団の更新計画において、既存管の口径75ミリメートルを口径200ミリメートルに増径する計画があったことから、口径200ミリメートルで移設を実施させてもらいたいと、坂戸市に要望させていただきました。その結果、口径200ミリ

メートルで移設を行います。移設負担金の対象は、既設管の口径75ミリメートルのビニル管を移設替えした場合の費用となったことから、工事予算額と移設負担金との間で乖離がございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 企業団の更新計画に基づき口径を75ミリメートルから200ミリメートルへ増径した関係で、その差額分の費用が企業団負担となるということで分かりました。

続いて、28ページ、8、積算システムについてです。このシステムの内容について伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

積算システムでございますが、地方公共団体で一般的に土木工事や水道工事の積算に導入されているシステムでございます。国及び埼玉県の標準積算歩掛や経費率などが組み込まれており、主に水道管布設工事や舗装本復旧工事の工事費積算並びに設計書の作成に使用するものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

では、このシステム導入でどれだけ業務の効率化が図られるのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

積算システムは、主に工事費の積算、設計書の作成及び入札用配布資料の作成などに使用します。施設課において仮に設計システムを使用して設計業務を実施したと考えられる工事案件については、平成28年度から令和2年度の5か年間の年平均で約40案件となります。工事の規模等によって違いはございますが、1工事案件について約27時間程度設計に要する時間が削減できるものと試算しており、年間では約1,080時間程度設計業務の効率化が図れるものと想定しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 年間で約1,080時間もの設計業務の効率化が図れるとのことですが、

では、なぜこのタイミングでのシステム導入なのか伺います。

○高橋剣二議長 笠木施設課長。

○笠木知之施設課長 お答えいたします。

積算システム導入については、従来からの課題でございました。今後、更新事業等による業務の増加が見込まれる中、設計業務の効率化を図り、職員への負担を軽減する目的から積算システムを導入することといたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 今後、更新事業の増加が見込まれるため、設計業務の効率化、職員の負担軽減を図る目的でこのタイミングとのことです。

最後の質疑ですが、予算書の5ページ、キャッシュ・フローについてです。5ページの一番下の2行です。現金預金の期首残高約30億円が期末残高では約20億円に減っています。今年4月1日に約30億円ある現金預金が来年3月31日には9億8,600万円も減って、約20億円になる計算です。この現金預金が3分の2まで減ってしまう理由について伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

令和4年度のキャッシュ・フロー計算書では、通常の業務活動の実施による資金の増減を表す1の業務活動によるキャッシュ・フローは6億5,455万8,914円の増加となっております。一方、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動による資金の増減を表す2の投資活動によるキャッシュ・フローでは16億4,059万5,274円の減少となっております。この結果、9億8,603万6,360円の現金預金の減少となるものです。これは、主に2の投資活動によるキャッシュ・フローの固定資産取得・建設改良費事業等実施額が約18億円となっていることによるものでございます。

こちらは、資本的支出の建設改良費で主要な建設事業として、幹線管路更新事業や老朽管更新・耐震化事業などに係る資金となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第3号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○高橋剣二議長 日程第7、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁も含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次発言を許可いたします。

1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 1番、友田雅明です。ただいまより通告に従い、一般質問を行います。

質問項目は、1項目。当企業団の運営と水質検査の現状についてです。

2018年12月6日、衆議院本会議において改正水道法が成立しました。その改正案には、コンセッション方式の導入、いわゆる運営権を長期間民間に売却するということが盛り込まれております。なぜこのように水道法が改正されたのか、改正理由は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図るためであるとのこと。当企業団においてもこのような問題は避けること、あるいは免れることはできないものと考えます。

その先駆けとして早速宮城県では、昨年11月22日、上水道の運営権を民間に売却する全国初のコンセッション方式の導入に向け、厚生労働省から19日付けで事業実施の許可を受けたと発表し、本年4月から運用を始めるとのことです。

その目的は、人口減少で水道事業の収益が悪化する中、第一に将来的な料金値上げを抑えることとあります。さらには、業務効率化によりコスト削減を図りつつ、県が施設を保有したまま下水道と工業用水の運営権も一緒に売却するとのことでありました。

このように当企業団においても、全国的に起きている問題の改善と健全なる事業運営を求めざるを得ないと考えます。国の見解も官から民への事業転換は、時代背景からしても推進するほかないと法改正を見ましても明らかであります。

国の考えは間違いなく、全国の水道事業は最も価値の高いサービスを提供するというVFMの考え方を原則として、PFI、民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用して水道施設の設計、建設維持管理、修繕等を行う手法をますます取り入れるものと考えます。そこで、以下4点についてお伺いいたします。

1点目は、当企業団におけるコンセッション方式導入の考え方について。

2点目は、当企業団におけるPFI導入の考え方について。

3点目は、水道料金値上げの考え方について。

4点目は、水質検査の外部委託の進捗について。

以上で私の質問とさせていただきます。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 それでは、ただいまの質問にお答えします。

質問事項、当企業団の運営と水質検査の現状についての(1)から(3)につきまして順次お答えさせていただきます。

初めに、(1)についてお答えいたします。2018年12月の水道法の改正につきましては、議員のおっしゃるとおり、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化など水道の直面する課題に対応し、水道基盤の強化を図るため、所要の措置を講じたものでございます。

主な改正内容は、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、多様な官民連携の推進となっており、このコンセッション方式につきましては、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま運営権を民間事業者に委ねるものです。改正前は、水道施設の運営権を民間事業者に設定する場合、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要がありました。この改正により、地方公共団体に水道事業者としての責任を残した上で、料金の上限や運営の内容、水準等について、厚生労働大臣の許可を受け、民間事業者に施設の運営権を設定することが可能となりました。今回の改正によりますコンセッション方式の導入は、改正前の民間事業型から地方公共団体の関与を強化した地方公共団体事業型となったものです。

当企業団の運営状況は、水道料金収入である給水収益が令和2年度決算では、税抜きで約26億9,570万円となりました。前年度比でプラス0.09%、額にして約240万円の微増となりましたが、平成28年度をピークに僅かに減少傾向にあります。

一方で、ここ数年の純利益は、およそ3億円から4億円で推移しており、令和2年度決算では約3億4,000万円となっております。現時点での企業団の事業経営は、企業債の借入れもなく、更新事業を含め各事業に取り組んでいる状況にあり、健全な運営が行われていると認識しております。

当企業団が健全な運営状態であること、またこのコンセッション方式が水道事業の民営化として取り上げられ、市民の民営化に対する不安も大きいと見込まれること、さらにコンセッション方式による運営実例が極めて少ない状況にあることなどから、当企業団では現在のところコンセッション方式の導入については考えておりません。

(2) についてお答えいたします。水道事業において民間が持つノウハウを活用することにより、安価で質の高いサービスを効率的に提供する手法として、(1) の質問でありましたコンセッションをはじめ業務委託、第三者委託、DBO、PFIなど様々な方法があります。当企業団におきましては、水道施設のダウンサイジングをはじめ、水道メーターの検針や水道料金の徴収、浄水場の運転管理及び各種工事における設計など、業務委託を進めるとともに、グループウェアなどのITを活用した業務の効率化に取り組んでいるところです。今後も安定した事業経営を続けていくため、業務の状況を見極めながら、適宜必要に応じてPFIなどの民間活用を検討してまいります。

(3) についてお答えいたします。当企業団では、平成30年3月に策定しました坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画に基づいて事業運営を行っております。この計画の具体的な実施計画となる現行の中期経営計画は、平成30年度から令和4年度までの計画期間であることから、令和5年度から令和9年度までの5年間の新たな中期経営計画を令和4年度中に作成する予定です。この中期経営計画の策定と併せて、総括原価及び料金算定として、同期間における営業費用や資産維持に係る費用などの総括原価の算定を行うとともに、それに必要となります料金収入を算出し、適正な料金水準を検証する予定です。その結果、企業債や水道料金の見直しが必要であるか検討をしてみたいと考えています。

また、今後、水道料金収入の減少が見込まれることから、中期経営計画と料金算定については、5年をめどに実施もしくは必要に応じて実施してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 (4) につきましては、私からお答えいたします。

当企業団では、これまで水質検査機器の整備や保守点検費用等の費用対効果を考慮し、水質基準を補完する水質管理目標設定項目27項目のうち、農薬類の一部及び有機フッ素

化合物と放射性物質の詳細分析について、外部委託により検査を行っております。本年度、水質検査の在り方を検討する中で、さらに検査方法の見直し、水質検査機器等を精査した結果、農薬全てについて今後は機器の更新を行わず、外部委託に切り替えることといたしました。これにより、毎年約180万円の検査委託料が必要となりますが、主要機器の更新費用約1,300万円、毎年の保守点検費用約100万円及び検査に要する薬品費等の削減が見込まれます。

なお、当企業団における今後の水質検査の方向性といたしましては、給水収益の減少が見込まれる厳しい事業環境の下、水質検査計画の立案に当たっては、適宜検査頻度を見直すなど、効率的かつ効果的な検査計画とするとともに、水質検査機器におきましても、交換部品の有無や修理の可否など、機器の状態を個別に判断、また延命可能な機器については更新を先送りするなど、費用対効果を検証し、検査コストの削減に努め、検査機器の更新時には、その都度水質検査手法について適宜精査し、外部委託も含め様々な角度から適切に検討してまいります。その上で、埼玉県水道整備基本構想、埼玉県水道ビジョンに基づく広域化の動向やお客さまニーズを注視するとともに、現行の機動的な水質検査が可能な自主検査体制を維持し、また1市3町、日高市、越生町、毛呂山町、鳩山町の水道事業体と構成する現在の共同水質検査体制を継続してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 一通りご答弁いただきましたので、以降、一問一答方式でお伺いいたします。

当企業団は、健全な運営が行われていることから、コンセッション方式への移行は現段階では必要ではないことは理解しました。しかし、今後は、人口減少に伴い給水人口も減少する傾向にある中では、将来に向けコンセッション方式の水道事業の民営化は、今後の課題に間違いなくなるものと考えられます。

それでは、PFIなどの民間活用した業務委託では、水道メーターの検針や水道料金の徴収、浄水場の運転管理及び各種工事における設計など、業務委託を進めているとのことですが、ほかに業務委託しているものは何かについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 それでは、お答えいたします。

その他の業務委託につきましては、電話受付業務、浄水場等の植栽管理及び清掃業務並びに浄水場設備に係る保守点検業務などがございます。また、漏水事故等に対応する待機業務及び漏水修理工事業務などの業務委託を実施しております。

以上です。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 それでは、こちらのほうの水道料金の値上げについての考え方についての質問をさせていただきます。

こちらは、数字に基づき質問させていただきます。まず、当企業団の経常利益率についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

一般的に経常利益率は、企業の収益性をはかる指標で、経常利益を売上高で除したものです。この経常利益率が高いほどよいとされています。当企業団では、決算時に経常利益率は算出しておりませんが、令和2年度決算で算出いたしますと、経常利益は3億2,113万4,612円、売上高に当たる営業収益は28億9,872万1,852円で、この結果、経常利益率は約11.1%となります。

なお、当企業団では、総務省からの通知により策定しております経営比較分析表におきまして、経営指標の一つとして経常収支比率を算出しております。経常収支比率は、水道事業の収益性を示す指標で、経常収益を経常費用で除したものです。この経常収支比率が高いほどよいとされているものです。当企業団の令和2年度決算における経常収支比率は111.2%と100%以上の数値となっており、単年度の収支が黒字で健全な経営状態であることを示しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 次に、当企業団の損益分岐点についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

損益分岐点は、収益と費用が同額の状態、すなわち損益の分かれ目である採算点であり、収益がそれ以下となると、損失が生じ、それ以上になると利益が生じることになります。当企業団の令和2年度決算における損益分岐点となる水道料金収入である給水収益は24億4,471万870円となっており、令和2年度の給水収益26億9,567万9,673円と比較いたしますと、2億5,096万8,803円の黒字となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 続いて、当企業団の内部留保についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

水道事業会計における内部留保とは、減価償却費や資産減耗費など、実際に現金の支出がない費用計上によって生じた資金が企業内部に留保されたものが内部留保資金でございます。当企業団における内部留保資金である現金預金は、令和2年度決算値で34億6,010万6,643円となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 今まで数値的な根拠を伺ってまいりましたが、当企業団の経常利益率は11.1%とのことで、全業種の全国平均4.8%を大きく上回っていること、そして損益分岐点は24億4,000万円、令和2年度では給水収益が26億9,000万円とのことで2億5,000万円の黒字ということ、さらに当企業団の内部留保は、令和2年度決算時で34億6,000万円とのことで、どの数字を見ても現時点での経営は問題ないと考えます。しかし、損益分岐点の水道料金収入が24億4,000万円を下回った場合は赤字となり、34億6,000万円の内部留保を取り崩していかなければ経営が成り立たなくなると想定されております。先ほどの水道料金値上げの考え方についてのご答弁では、今後、水道料金収入の減少が見込まれることから、中期経営計画と料金算定については、5年をめぐりに実施もしくは必要に応じて実施していくとのことですが、まずは経費の見直しが最優先と考えます。

そこで、当企業団の経費の中で一番割合が高いものについて確認するとともに、その削減は可能なのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

当企業団の令和2年度決算におきます水道事業費用28億7,362万4,077円のうち、費用構成が一番高いものは、原水及び浄水費の受水費で10億331万8,877円でございます。率にいたしますと、約34.9%となっております。なお、受水費につきましては、埼玉県から供給される水道水の購入費であり、当企業団では配水量の81.7%をこの県水が占めております。管内の自己水であります井戸の取水量は、穏やかに減少しているため、水道水の安定供給を図る上で必要不可欠な経費となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 経費の中で一番割合の高いのは原水及び浄水費の受水費であると

のことですが、さらに当企業団の見直し可能な経費についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

1 回目の答弁で水道施設のダウンサイジングや水道メーターの検針、水道料金の徴収などの業務委託及びITを活用した業務の効率化などに努めて取り組んでいるところだとお答えいたしました。そのほかにおいても水道水の配水に係る動力費における新電力の活用や工事期間の短縮、水質検査機器の更新時期の見直しなど、経費の削減並びに事務の効率化に取り組んでおります。

また、予算積算時及び予算執行時のそれぞれにおきまして、真に必要なかどうかなど事業内容を精査し、適正な執行に努めております。今後におきましても、水道料金収入の減少が見込まれる中、各事業におきまして費用対効果を検証し、最も効果的な手法を取り入れるなど、効率的かつ安定した事業運営に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1 番、友田議員。

○1 番 友田雅明議員 経費の見直しによる削減を繰り返し行うことは、水道料金の値上げに大きく影響を与えるだけでなく、当企業団の円滑なる経営に大きく関わる重要事項と捉えます。

続いて、当企業団では、給水人口が何人となったら赤字に転じるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

令和2年度の当企業団の年平均給水人口は16万9,688人となっており、5年前の平成27年度の17万46人から358人減少しております。また、給水収益の令和2年度決算は26億9,567万9,673円で、平成27年度と比較いたしますと約1,300万円減少しており、給水人口の減少は給水収益に影響するものと考えております。

先ほど損益分岐点となる給水収益につきましてはお答えいたしました。仮に令和2年度の決算値を使って求めますと、約1万6,000人減少すると損益分岐点に到達することになります。今後の給水人口や財政収支につきましては、令和4年度に令和5年度から令和9年度までの中期経営計画の策定の中で検討を進めてまいります。今後は人口減少による水道料金収入の減少が見込まれ、事業経営は厳しくなっていくものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 次に、私が数回にわたり一般質問で取り上げてきたとおり、水質検査の外部委託は大きな経費削減につながる事が分かってまいりました。

そこで、当企業団が水質検査を行っている他市町の水質検査の収入合計についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、1市3町と共同水質検査体制における連携に関する協定を平成25年2月に締結し、業務委託方式による共同水質検査体制により運用しております。この水質検査に係る受託収益は、平成30年度から令和2年度までの3年間実績の平均で、税抜き約1,910万円となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 3年間実績の平均で税抜き約1,910万円とのことですが、他市町の関係者によりますと、水質検査は当企業団に委託するよりも他社へ外部委託したほうが安価であるということをお伺いすることができました。

そこで、心配なのが当企業団が水質検査を実施している他市町が当企業団以外に外部委託する可能性があるとも想定できますが、他市町の考え方についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

水質検査の在り方を検討する中で、1市3町に伺ったところ、全ての市町から現行どおり広域的な水質検査の運用を継続していきたい旨の意向を確認しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 他市町の中では赤字が続き、経営が困難で、既に水道料金を上げた町もあります。当然のことながらそれに伴い、さらに経費削減をしなければならない現状から、当企業団への水質検査委託を継続していくことは困難になっていることは明確であると考えます。ですので、いつまでも約1,900万円の売上げ見込みがあるとは考えにくいことが予想されます。

続きまして、埼玉県内では、水道事業体55団体のうち水質基準項目の全てを自己検査しているのは、さいたま市と当企業団の2団体のみであります。その他の水道事業体においては、一部または全部を委託している上で、問題が生じているのかについてお伺い

いたします。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

水質検査の在り方を検討する中で、県内8つの事業体を訪問し、水質検査の状況等を伺ってまいりました。訪問しました全ての事業体では、平常時における検査において、特に問題は生じていないとのことでした。しかしながら、職員の水質に関する知識、検査結果を読み解く能力の維持及び緊急時における水質検査が課題となっており、検査結果の判明に時間がかかり、速やかな対応ができない場合があるとのことでした。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 県内8つの事業体が平常時の検査において、特に問題は生じていないということは、55団体のうちのさいたま市と当企業団の2団体除く53団体も水質検査の外部委託をしても特に問題はなく、安心して安全な水の提供がされていることが想定されますし、もし問題が生じているならば、それは既に大きな社会問題になっていると考えます。

また、さいたま市と当企業団の2団体のみが自社での水質検査を行っていることは、市民や他団体からしてみましても出遅れ感、または違和感を感じていると予想されます。

そこで、提案ですが、将来的に水道料金を上げなければならない事態を招く前の大きな経費削減としても、水質検査全51項目全てを外部委託に切り替えるべきと考えますが、当企業団の見解についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 高篠事務局次長。

○高篠 保事務局次長 お答えいたします。

水道水は、直接お客さまが飲むものであり、安全で安心な水でなければなりません。水質事故等で水質異常が生じた場合は、時間の経過とともに広範囲かつ重大な影響を与え、深刻な事態となる可能性があることから、水質の状況を速やかに把握し、管理上必要な措置と状況に即した水質管理を実施し、水質事故の防止並びに被害を最小限に食い止める必要があります。

当企業団では、お客さまの安全安心を最優先にし、水質事故等の有事の際に、機動的に対応が取れるよう、現行の自己検査体制を維持し、水道水が満たしていなければならない水質基準全51項目の検査を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 51項目の水質検査を引き続き行っていくとのことですが、近い将来、情勢が厳しくなることが分かっている中、また水道管の耐震化が急がれる中、外部委託することにより経費を削減することは、最優先事項と考えます。特に水道管の幹線管路更新をはじめ、耐震化の早急なる推進を進めるなどの課題は、水質検査を外部委託にすることで人員をそちらに配置することが可能となり、これから起こり得る大地震の際にも、水道管の破裂を防ぎ、安心して市民へ水の提供ができるなど、地震対策による解決に直結すると考えますが、いつまで自社での水質検査を続けるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局長。

○藤井裕基事務局長 お答えいたします。

いつ発生するか分からない災害に備えまして、老朽化した施設の更新・耐震化を図ることは大変重要であると認識しております。また、日々ご利用いただく水道水の安全を確保することも大変重要であると考えております。いつまで自己検査を続けるのかとのことですが、1回目の答弁の繰り返しとなりますが、今後、給水収益の減少が見込まれ、厳しい事業環境になることが想定されますので、安全な暮らしを守り、災害に強い水道を次世代に引き継いでいくために、常に費用対効果を考え、効率的かつ効果的な検査に取り組むとともに、水質検査機器の更新時には、その都度適宜精査し、外部委託を含めて様々な角度から適切に検討をまいります。

その上で、埼玉県内における広域化の動向やお客さまニーズを捉えながら、現行の機動的な自己水質検査体制を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田議員。

○1番 友田雅明議員 いつまで水質検査を自社で行うかの質問に対しては、明確なる時期についてはお答えしていただけないことは、大変残念であると感じます。

そこで、51項目の全ての水質検査を行っているのは、埼玉県内55団体のうちさいたま市と当企業団の2団体のみであること、外部委託している53団体は、特に水質の問題なく、安心して安全な水を提供していること、当水道企業団は企業会計であり、一般企業と同じである。そしてまた、健全なる経営をこれからもしていかなくてはならない中、人口減少がもう既に始まっている昨今、給水人口も同時に減少している中、大きな経費である水質検査の外部委託をなぜしないのかについて、企業長の見解をお聞かせ願います。

○高橋剣二議長 齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 それでは、ただいまの友田議員の一般質問にお答えいたします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団の企業長としてお答えさせていただきますけれども、まず一般的な民間企業とは違うということが一つあります。17万市民の安心と安全を守っていくという大きな役割がございます。そうした中で、今回3回目か4回目に当たる一般質問をしていただきまして、水道企業団のいろいろ経営面、内部の内容等聞いていただきまして、本当にありがとうございます。

そうした中で、今ありました水質検査一つを取っております。先ほどありました水道料金、それから耐震化の問題、それから有収率、そういう多くの課題を抱えている中で、企業長としてどういう判断をするか、私としては、今後いついろいろな災害、特に地震については30年以内に起こり得るといことがあります。そうしたとき、しっかりと市民の皆さんに安全な水をお届けする、その役目が最重要課題だと思っておりますし、埼玉県下でさいたま市と坂戸、鶴ヶ島水道企業団、2か所でしか水質検査をしていない、そういうことに関しては、私としては大変すばらしい事業だと自信を持っております。

それと同時に、先ほど答弁がありましたとおり、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の経営においては、現在のところある程度しっかりしたものが保てているという、それから友田議員がおっしゃった今後どうなるのかということについては、都心から電車で40分、坂戸、鶴ヶ島に関しましては、今後どういう発展を進めていくのか、どのように人口が減っていくのかということは、また今後の大きな課題だと思っております。

そういう中において、今回の水道企業団の中の1事業である水質検査については、私としてはこの状況を保っていく、いかなる状況下でも市民の皆さんに安全で安心な水を届けていくということは、重要なことと考えております。当面、私が企業長の間は、水質検査をよすというようなことは考えておりません。しかし、水質検査において、友田議員からいろいろご指摘がありましたとおり、多くの課題については、いろいろな対応をして、少しでも経費削減をしていくことは重要なことだと思っております。総括的には、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の水質検査については、当面の間は続けていくということでお答えとしたいと思えます。

以上です。

○1番 友田雅明議員 了解しました。

○高橋剣二議長 それでは次に、3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。通告に従い、本企业団管内の消防水利のさらなる確保に向けた対応について一般質問を行います。

自治体の重要な責務は、まず自治体住民の安心安全を守ることです。住民の命、財産を守るのは、消防の使命です。そして、水道企業団の責務は対象地域の住民に継続

的に安全な水を提供することですが、それ以外にも住民生活の安全につながる消防水利の確保に貢献することも重要な役割であると考えます。

消防統計によると、坂戸、鶴ヶ島地域の消防水利の充足率は、2020年度に91.2%となり、県内でも高い充足率を示しています。また、充足率メッシュ図の見直しがあったとはいえ、この10年間で充足率は13%も改善しています。ですが、あくまで消防水利の充足率は100%が目標であり、その達成には水道企業団の協力による消火栓の設置推進が必要です。そういった観点から、以下3点質問いたします。

1点目、本企业団管内での消火栓設置状況について。

2点目、消火栓設置に関する消防への協力体制について。

3点目、今後の消防水利のさらなる確保に向けた対応について。

以上、1回目の質問といたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 平瀬議員の一般質問、質問事項、本企业団管内の消防水利のさらなる確保に向けた対応についての(1)から(3)について、順次お答えいたします。

まず、(1)についてお答えいたします。令和2年度末現在の消火栓設置基数は2,546基となっております。内訳といたしましては、坂戸市内が1,549基、鶴ヶ島市内に997基となっております。また、消防水利の充足率とは異なりますが、日本水道協会規格による水道事業ガイドラインにおいて、配水管延長1キロメートル当たりに対する消火栓の設置数を示す消火栓設置密度という消防水利の状況を示す指数があります。これは、消火栓の基数を配水管延長で除したもので、令和2年度末では1キロメートル当たり4.1基の設置となっております。約250メートルに1基の換算となります。

続きまして、(2)についてお答えいたします。本企业団では、例年、当初予算積算時等に工事予定場所のほか、配水管の更新事業及び施設工事に係る消火栓の予定設置箇所をあらかじめ坂戸・鶴ヶ島消防組合へ提示し、協議、調整を行っております。また、配水管の更新事業における消火栓は、おおむね従前に設置されている箇所に設置することを前提としておりますが、消防組合から消火栓設置箇所の変更依頼があった場合には、配水管路等に影響がない範囲で調整を行っております。

続きまして、(3)についてお答えいたします。(2)で答弁いたしましたとおり、本企业団の配水管の更新事業等を推進していく中で、今後とも消防組合と協議、調整を行い、引き続き消火栓の設置を進めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 一通りご答弁いただきましたので、以降は一問一答方式で質問してまいります。

ただいまの答弁によりますと、日本水道協会規格による水道事業ガイドラインでは、消火栓設置密度という指標があるとのことでした。では、その指標では、配水管1キロメートル当たり消火栓何基以上必要などの基準があるのか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

各事業体の人口や地理的条件など様々な違いがありますので、一律の基準ではなく、各事業体自らの事業活動を定量化して評価するための指標であります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 一律の基準はないとのことですが、本企業団の管轄地域では1キロメートル当たり平均すると4.1基の配置とのことですが、坂戸市、鶴ヶ島市で消火栓設置密度に違いがあるのか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました坂戸市及び鶴ヶ島市の消火栓設置基数を両市それぞれの配水管延長から消火栓設置密度を算出いたしますと、坂戸市が1キロメートル当たり4.0基、鶴ヶ島市が4.1基となり、ほぼ同数であります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 坂戸市、鶴ヶ島市ともほとんど同じ設置密度のようです。

次に、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部への協力体制についてですが、消火栓設置に関し消防へは事前に予定設置箇所を提示し、協議、調整を行っているとのことでした。その協議のやり方や協議の時期がどうなっているのか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

時期につきましては、消防組合の予算積算時期で、おおむね8月頃に行っております。協議、調整につきましては、企業団の管路更新予定箇所等の図面を提示し、消防組合に確認していただいております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 予算積算時期の8月に行っているとのこと。その協議、調整の際に、消防からここに設置してほしいなどの具体的な依頼や要請はあるか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

基本的には、消火栓設置箇所は企業団に一任されておりますので、具体的な設置箇所の依頼は伺っておりません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 設置箇所は、水道企業団に一任されており、消防から具体的な依頼はないということです。消防水利の充足率とは、消火活動を行う上で対象地域に100メートル掛ける100メートルの正方形のメッシュを当ててみて、その枠の中に40立方メートルの防火水槽か直径150ミリメートル以上の管に取り付けられた消火栓のどちらかが配置されていれば、その枠の中は消防水利が充足されているという考え方です。坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部が管轄している地域では、この消防水利の基準数は1,253基です。つまり、メッシュの枠が1,253個と捉え、そのうち40立方メートルの防火水槽か口径150ミリメートル以上の配水管につながった消火栓、このどちらかもしくはその両方が設置された枠が1,143個、よって令和2年度時点の充足率が91.2%というわけです。

実際には、市街地にも準市街地にも当たらないため、このメッシュの枠がカウントされない地域がごく僅かにありますし、その他用途とされる地域は、100メートル掛ける100メートルではなく、120メートル掛ける120メートルの枠になっている地域も一部あります。それらも考慮した上で、枠としては坂戸・鶴ヶ島地域に1,253個、そのうち消防水利が充足されている枠が1,143個です。この1,143個のうち消火栓のみで対応しているのが483か所です。割合としては42.3%となります。これは、消防統計には載っていませんので、消防で聞いてきました。

消防水利は、消火栓の比率が高いということが分かります。防火水槽というのは、現在古いものは20立方メートルのものもあり、現在それらは更新時に40立方メートルの耐震性のものに造り替えられていっていますが、それら防火水槽が置かれた土地というのは、その多くが私有地です。ですから、地権者が交代する際、例えばお父さんから息子さんに代わるような際に、防火水槽への理解が得られず、撤去せざるを得なかったり、駅前などの市街地であれば、防火水槽を設置するだけの土地が確保できないという場合もあります。

具体的な地域を言うと、現在消防水利が不足している地域というのは、坂戸では紺屋、

横沼、小沼といった三芳野地域、鶴ヶ島では若葉駅から鶴ヶ島駅に向かう線路沿いです。これらのところ、特に線路沿いなどは、消火栓でないと対応が困難ということがはっきりしています。この解決には、水道企業団の協力が必要です。そして、消防水利充足の場合、消火栓設置費用は消防が負担してくれます。

では、消防から水道企業団に対して100メートル掛ける100メートル及び120メートル掛ける120メートルのメッシュ図を使って、どの地域に消防水利が不足している等の詳しい説明は行われているのか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

令和元年度に消防組合から当企業団の配水管網図にメッシュ図を重ね合わせた図面をいただき、併せて説明を受けております。また、未着色箇所が消防水利が不足箇所となっていることも伺っております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 令和元年度に説明を受けているとのことですが。そうであれば、水道企業団としても対応策が立てやすいのではないかと考えます。

最初の答弁では、消防組合からの消火栓設置箇所の変更依頼があった場合には、調整を行っている旨の答弁もありました。具体的に、消防からの依頼で消火栓設置場所を変更した事例があるのか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

令和元年度に消防組合から老朽管更新・耐震化事業の施工箇所において、既存の消火栓位置よりもおおむね85メートル移動できないかとの依頼があり、翌年度の工事に反映した事例が1点ございます。場所につきましては、鶴ヶ島市大字三ツ木地内の特別養護老人ホーム付近の1基となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 鶴ヶ島市大字三ツ木地内で特別養護老人ホーム付近で対応したとのことですが。そういった協力が市民の命、財産を守ることに繋がると考えます。これを続けて、坂戸、鶴ヶ島地域の消防水利の充足率100%達成を支援するためにも、消防から先に本企业団へ消火栓の設置希望箇所の要求を受け、それに基づいて数年先までの消火栓設置計画を組む考えがないか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

消火栓の設置箇所につきましては、当企業団の重点事業であります管路の更新・耐震化事業を進めていく中で、管路口径等に影響がない範囲において、引き続き消防組合と協議、調整を行っていきたいと考えております。

また、数年先の消火栓設置場所に係る消防組合との協議につきましては、今後検討してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 今後、数年先の消火栓設置に関し、消防との調整を検討いただけるとのことです。実際の消火栓設置に関しては、道路の舗装工事を伴うものも多いかと思えます。消火栓設置に当たり、ガス会社との連携を進めれば、消火栓設置費用の負担を減らせると考えます。

前回の一般質問で、ガス会社と舗装工事箇所が一致した箇所が2,328平方メートル、その半分の面積1,164平方メートル、これを折半して、2,328平方メートルを折半して、全体の5.9%を削減したという説明がありました。しかしながら、この5.9%というのは非常に僅かな割合だと考えます。今後、ガス会社とのガス管、水道管設置の打合せ時期を見直せば、さらに工事区間の連携が進められ、お互いに費用負担を減らせるのではないかと考えますが、いかがか、見解を伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

舗装工事につきましては、一般的に新たに消火栓だけを設置し、舗装工事を行うということではなく、道路占用者が占用物件の工事等を実施した場合に発生する工事となります。企業団におきましては、管路更新等の埋設工事がそれに該当します。ガス事業者におきましても計画的に工事を実施しておりますので、施工箇所が重複する場合は、お互いに調整し工事を実施しております。

また、年度当初に坂戸市、鶴ヶ島市及び飯能県土整備事務所における占用調整会議が実施され、その際、各占用者による重複路線や近接工事路線などを各々が確認し、調整を図っております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 ただいま年度当初に坂戸市、鶴ヶ島市及び飯能県土整備事務所で

占用調整会議を実施して調整を図っているということでした。消防は、この消防水利の空白地帯がどこにあるかというのを把握しています。充足率100%というものは、市民の命、財産を守るためにも100%達成は非常に有用なことです。そういった意味で消火栓設置に関して、消防、ガス会社と三者で打合せの場を持つ考えはないか伺います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

消防組合、ガス会社との三者での打合せについてでございますが、消火栓の設置場所とガス管の埋設工事箇所との関係は薄いことから、実施する予定はございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬議員。

○3番 平瀬敬久議員 実施する予定はございませんとはっきりされてしまいましたけれども、実際には5.9%、僅かではありますけれども、バッティングする場所もあるわけですから、ちょっと残念な答弁だと受け取りました。

最後に、消防水利のさらなる確保に向けた今後への考え方について伺いたいと思います。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

配水管の更新事業を推進していく中で、消防組合と協議、調整を行い、引き続き消火栓の設置を進めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



◎議長の挨拶

○高橋剣二議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼を申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめ、ご参会の皆様におかれましては健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の

発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長　ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許可します。
齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集いただき、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では立春を迎えたとはいえ、まだまだ寒い日が続くようです。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治の発展のため、ご支援を賜りますようお願いを申し上げて、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前11時46分)

○高橋剣二議長　これをもちまして、令和4年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

本日は大変お疲れさまでした。